

## 第5回 東京都北区子ども・子育て会議 議事要旨

[日 時]

平成 25 年 12 月 11 日（水）18：30～20：30

[会 場]

北とぴあ 14 階スカイホール

[出席者]

岩崎会長、神長副会長、半田委員、我妻委員、飯島代理委員、小俣委員、佐田委員、鹿田委員、鈴木（將）委員、星委員、堀江委員、松澤委員、荒木（康）委員、小針委員、坂内委員、鈴木（香）委員、橋本委員、松本委員、内海委員、大塚委員、小川委員、柴田委員、竹内委員、田淵委員、

[次 第]

1 開会

2 議事

- (1) (仮称) 北区次世代育成支援計画の骨子（案）について
- (2) 北区の地域子ども・子育て支援事業の現状について
- (3) 北区の保育園・幼稚園の現状について
- (4) 専門部会の設置について
- (5) その他（今後のスケジュール等）

3 閉会

[配布資料]

資料 1	(仮称) 北区次世代育成支援計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の位置づけ
資料 2	(仮称) 北区次世代育成支援計画（平成 27 年度～平成 31 年度）の骨子（案）
資料 3	子ども・子育て支援新制度に基づく『子ども・子育て支援事業計画』策定にあたって
資料 4	北区次世代育成支援行動計画（後期計画）（平成 22 年度～平成 26 年度）概要版
資料 5	北区の地域子ども・子育て支援事業の現状
資料 6	地域子ども・子育て支援事業について ※国の第 2 回子ども・子育て会議基準検討部会資料（平成 25 年 6 月 28 日実施）
資料 7	北区の幼稚園マップ
資料 8	北区私立幼稚園一覧
資料 9	教育・保育利用状況の推移
資料 10	北区民の施設別利用割合（0～5 歳児）
資料 11	北区子ども・子育て会議部会の設置について（案）
資料 12	北区子ども・子育て会議部会委員名簿（案）

※上記資料の他に、「平成 26 年度東京都北区立幼稚園新入園児募集案内」、「保育園入園案内」、「きたくのようちえん」を席上配布。

## 1 開会

【会長】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第5回の北区子ども・子育て会議を開催します。師走の半ば、皆様におかれましてはお忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございます。それでは、事務局より本日の委員の出欠について、ご報告をお願いします。

【事務局】 こんばんは。ご出席ありがとうございます。本日もよろしく願いいたします。本日は、民生児童委員の荒木（正）委員と酒井委員の2名が所用のため欠席となっています。欠席の荒木（正）委員の代わりに、本日は民生児童委員の滝野川地区の飯島様に出席いただいております。ありがとうございます。以上です。定足数を満たしていることをご報告します。

【会長】 ありがとうございます。最初に事務局から資料の確認をお願いします。

【事務局】 資料の確認の前に、第3回の会議の議事要旨については大変遅くなってしまいましたが、お送りしました。中身を確認いただきまして何か意見があれば、今週中にメール等でご返信いただければと思います。第4回の会議の議事要旨については、来週の初めにはお送りしますのでご確認をお願いします。資料の確認をお願いします。配布資料の1から6については、事前にお送りしました。本日お持ちでない方は、事務局に伝えてください。本日は、資料7から資料12まで配布しています。その他に「区立幼稚園の募集案内」と「保育園の入園案内」と「きたくのようちえん」の冊子を机の上に配布しています。不足がありましたら、事務局に伝えてください。

【会長】 資料について、よろしいでしょうか。それでは本日の議事に入ります。議事の1「(仮称)北区次世代育成支援計画の骨子(案)について」の検討をお願いします。これについては60分くらいを予定しておりますので、よろしく願いします。議事の2から4については、説明を含めて20分ずつくらいを予定しています。資料1から6については、事務局より事前に配っていただいておりますので、一度お読みになっていると思います。事務局をお願いします。

## 2 議事

### (1) (仮称) 北区次世代育成支援計画の骨子(案)について

【事務局】 資料1から4までをご準備ください。資料1から4までの資料を簡単に説明させていただきます。資料1については、今後策定します「(仮称)北区次世代育成支援計画(平成27年度～平成31年度)」の位置づけでございます。こちらは、今回の計画の位置づけを図に示させていただきました。左上に記載されております「子ども・子育て支援法第61条」に規定されております「子ども・子育て支援事業計画」を含んでいます。こちらの事業計画は、国の基本指針を踏まえて策定するものとなっています。

また、北区の計画の位置づけとしましては、真ん中に記載しております「北区基本構想」があり、その下に「基本計画」、現在、「2010」という、基本構想を着実に実現していくためのものとして長期計画があります。「2010」が策定されて、5年経っていますので、現在見直しをしており、「2015」の検討には岩崎会長にも入っていただいております。(仮称)次世代育成支援計画ができあがりますと、「2015」の考え方も引き継いだものとなっていきます。

また、その下に実施計画である「中期計画」があります。3年ごとにローリングされています。関連計画として、「北区地域保健福祉計画」、「北区障害者計画」、「北区男女共同参画計画」、「北区ヘルシータウン21」、「北区教育ビジョン2015」などがあります。こちらと整合、連携を図りなが

ら計画を策定していきます。右の上にあります「北区次世代育成支援行動計画」、こちらは平成 26 年度までのものとなっていますが、現在、後期計画として、平成 22 年度から平成 26 年度までの計画となっています。こちらは、次世代育成支援対策推進法に基づく計画であります。こちらの法律が平成 26 年度までの時限法であり、こちらの成果を検証して、その後を引き継いだ形として、この会議の案件であります、(仮称) 北区次世代育成支援計画として策定していくものとなっております。

それでは資料 3 をご覧ください。こちらは、子ども・子育て支援新制度における、事業計画策定にあたっての、社会的背景や基本指針、計画に載せるものをまとめたものとなっています。基本指針なども、以前に国の資料として示している内容でありますので、ご覧ください。計画を策定するにあたって、事業計画の必須記載事項として、右側の枠の中にあります、教育・保育の提供区域の設定、幼児期の学校教育の教育・保育の量の見込み、提供体制の確保の内容と実施時期、それから地域子ども・子育て支援事業の見込み、提供体制の確保の内容と実施時期を必ず記載することとなっています。任意記載事項として、3 つのものが記載されています。これらを含んだ形で、計画を策定していくこととなっています。

資料 4 は、第 1 回の会議でピンク色の概要版でお渡ししたものと内容は同じものとなっています。資料 2 の検討にあたって参考にしていただくために、現在の後期計画がどのようになっているかということで、資料として配布をいたしました。

それでは、資料 2 をご用意ください。こちらが、(仮称) 北区次世代育成支援計画の骨子の案です。基本理念として、「子どもの笑顔 輝く北区 家庭や地域の元気が満ちるまち」。こちらは、後期行動計画の基本理念を踏襲したものであり、説明でもありますように、「子どもの笑顔」には子どもの育ちへの支援、子どもの人権が守られていることが象徴されており、「家庭や地域の元気が満ちるまち」には、子育ての基本は家庭にあるとともに、地域の人々や企業の協力・参加なくしては成り立たないため、この双方の元気が子育てに重要な役割を担っていることを示しています。「輝く北区」は、「子どもの笑顔」、「家庭や地域の元気が満ちるまち」がそろって初めて北区が輝いてくるという思いを込めています。では、基本理念をこのまま据えたということについて、ご意見をいただければと思います。

**【会長】** 資料 1 から 4 まで見ましたが、資料 2 の基本理念について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。基本理念はよろしいでしょうか。それでは、資料 2 の基本方針について、説明をお願いします。

**【事務局】** 基本方針です。資料 4 の後期計画を見ていただきますと、基本方針としては、4 つ掲げています。後期計画では、「“すべて” の子育て家庭への支援」、「“まちぐるみ” での子育て支援」、「子育て・育ちへの支援」、「顔が見える子育てネットワーク」の 4 つを掲げていました。今回、こちらを整理しまして、1 点目は「“すべて” の子育て家庭への支援」については、経済力や家族形態、子どもの年齢にとらわれることなく、すべての子育て家庭に隙間のない支援、切れ目なく支えるための包括的な支援をしていきます。「“まちぐるみ” での子育て支援」では、地域の人々が主体的に子育て支援の活動に参加し、その力を最大限に発揮できるよう“地域” の力と“行政” とが協働し、まちぐるみで子育てを支援する環境づくりを促進します。「育ちへの支援」では、北区の乳幼児から青少年までのすべての子どもに対し、心身ともに健全な成長と自立に向けた支援と、居場所づくりなどの環境づくりを進めていきます。こちらは、子育て家庭への支援と地域で協働しての支援

と、子どもが育ってくための支援という3つの柱にさせていただきました。

【会長】基本方針が3つにまとめられましたが、この件についてご意見などいかがでしょうか。

【委員】基本方針で、後期計画の3に「基本的人権を尊重」ということで、4つの柱が書いてありますが、それがなくなった理由を教えてください。

【事務局】「基本的人権を尊重」というのは、方針の一つのところではなく、全体にかけてよいのではないかということで、基本方針の下にありますように、「子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指す」というところの一つ枠を設けて、考え方としては、全体にかかってくるのではということで、このようにしました。「子どもの最善の利益の実現を目指す」ということは、国の基本指針にもうたわれていますので、子育て・子育てへの支援だけでなく、全体にかかるものとして考えています。

【会長】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】拝見した時に、良い文言が並んでいます。子どもの人権、人権を守ることがもう少し強調されるようなもの、例えば、「子どもの笑顔 輝く北区」のあとの波線の中で、「子どもの人権を守る」などにしてはどうか。我々は、細かい書類をいただくので理解するのは早いのですが、区民や現場の人に説明をした時に、子どもの人権を尊重していくことが分かるような取り扱いをしてほしいです。

【会長】ありがとうございます。

【委員】私は後期計画で関わってきましたが、基本方針3でしっかりと、文言で「子どもの人権を尊重」が入っているのがよいと思っていました。今でも「子どもの人権」と聞くと、アレルギーを起こす大人が大勢いて、「これは“しつけ”だ」と言って、虐待しているような親がいます。そういう点で、まだ子どもの人権は相当理解されていないのではと思っています。全体にかかるといわれても、どのようにレイアウトされ、冊子や紙面になるのか分かりませんが、委員が言ったように、文言の説明の1行目に書かれているとか、細かいところは読むことが少ないので、タイトルに入れた方がよいのではと私も思います。

【会長】ありがとうございます。その点についていかがでしょうか。

【事務局】どのような位置に載せていくかについて、他の方の意見をいただければと思います。

【委員】いま伺っているのと、2枚の資料について感じることは、基本理念であり、基本方針であり、「すべての家庭への支援」だとか「まちぐるみでの支援」など、とても耳によい言葉であって、理念はとてもよいのですが、具体的な案がなかなか見えてきません。しかし、「子どもの人権の尊重」を出すと、もう少し具体的なイメージがわく、はっきりとした指針が見えてくると思います。そういう意味で、「子どもの基本的人権の尊重」を出していくのは基本方針や計画の位置づけ、特色付けとしてもよいのではと思いました。感想です。

【会長】ありがとうございました。他にいかがでしょうか。

【委員】基本理念、基本方針ときて、「子どもの基本的人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指す」という部分が、どのように基本理念として活かされていくのか、というのが、議論の中心となっていると思います。基本理念の最初に「子どもの人権の尊重」を出していくかが、とても重要な要素ではあるものの、事務局がおっしゃるように、全体にかかり、そこから下りていくと考えると、ここのタイトルには、工夫が必要だと思います。それと、基本理念のところに「子どもの人権が守られていることが象徴されている」とありますが、子どもの人権を守るということは出てきま

すが、守られるだけではなく、保障されている、尊重されているということが、積極的に出てきていけばよいのかと思います。そう考えると、タイトル下に、「子どもの人権が守られ、かつ保障されていることが象徴されており」などにして、「保障されている」ことを説明文に加えることにより、かなり積極性が出てくるのではと思います。後期計画では、基本方針3で「子どもの人権を尊重して」というものが載っていたのが、今回は抜けるというのは、確かに後退するイメージがありますが、基本理念、基本方針を踏まえ、どう子どもの最善の利益を実現していくのかが出ているので、よいかとも思いますが、ここの基本理念、基本方針のところでも「子どもの人権の保障・尊重」が出てくるタイトル、基本方針として位置づけていくとかなり強調できるのではないかと思います。

【会長】ありがとうございました。他にご意見いかがでしょうか。事務局いかがでしょうか。

【事務局】ありがとうございます。基本方針から具体化するということで、施策目標が出てくるのですが、その中で、それぞれの基本方針を具体化するにあたって、考え方として、子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指すことをきちんと位置づけた方がよいのではということで、記載をいたしました。今の意見を踏まえて、事務局で検討させていただきます。

【会長】よろしくをお願いします。

【委員】基本理念の「家庭や地域の元気が満ちるまち」の言葉の意味が読み取りにくいのかと思います。発言をしようか迷ったのですが、「子どもの人権を尊重し、最善の利益を実現する」ということで、ストレートで大切であり、中に盛り込まれていることは承知していますが、その言葉のインパクトに問題があって、子どもの人権の尊重は、学校や幼稚園、保育園だけではなく、家庭でも社会でも全部に共通する問題であるので、そこはもう少し、強調されるような取り扱いをしていただきたいと思います。2番目に書いてある言葉が、行動計画の中に、どのように目に付くのか。アピールしていけるのか。2番目に書いてあることが心配です。基本理念の最初にあると、どんなところでも目に付くところであるので、理解をいただけるのではないかと思います。

【会長】ありがとうございます。他にいかがでしょうか。基本方針について意見はありませんでしょうか。それでは続けて説明をお願いします。

【事務局】5つの施策目標について説明します。5つの施策目標として、「1. 家庭の育てる力を支える」、「2. 子育て家庭を支援する地域づくり」、「3. 未来を担う人づくり」、「4. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」、「5. 安心して子育てと仕事ができる環境づくり」を立てさせていただきました。

こちらは後期計画からどのように変更されたかを説明します。「1. 家庭の育てる力を支える」については、力を支える仕組みづくりではなく、育てる力そのものを支援していくことが重要ではないかということで、「1. 家庭の育てる力を支える」としました。

「2. 子育て家庭を支援する地域づくり」、「3. 未来を担う人づくり」は同じです。

4番の「親と子の健康づくり」については、現在、「ヘルシータウン 21」という健康福祉部門で策定している計画がありますが、そちらの計画の中で、健やか親子、母子保健で柱を立てて計画を策定しています。こちらでは、施策目標として、健康づくり目標を立てるのではなく、その中身について、子育て支援という側面から、それぞれの施策目標にあったところに収めていこうと考えていますので、大きな施策目標から外しました。また、5番の「安全・安心な子育て環境づくり」については、同じような考え方で、安全・安心という柱立てではなく、安全・安心を考えることは当

然のこととして、その視点を含めて、それぞれの柱の中で、子育て家庭を支援や、子どもたちに関係するものを、施策目標の中に盛り込んでいこうと考えています。また、6、7番についてはそのまま、後期計画の施策目標を踏襲した形となっています。

【会長】ありがとうございました。いかがでしょうか。施策目標について、ご意見ありましたら、願います。

【委員】所々、追加となった、「生活困窮家庭の支援」、「青少年の健全育成と居場所の確保」は、良い追加だと思えます。一方で、削られた言葉を残して欲しいという要望として、「家庭の育てる力の支援」で、「保育ニーズに対応した」の前に「多様な」があった方がよいと思えます。3番の「未来を担う人づくり」で、後期計画では、「健全な成長と自立に向けた体験機会の充実」とありましたが、「体験機会の充実」がなくなってしまったので、どこかに入ればという希望があります。4番の「親と子の健康づくり」で、先ほどの説明で納得はしたのですが、どうしても、3番の「子どものいのちとところを守る」はどこかに入れて欲しいと思えます。

【委員】「子どものいのちとところを守る」の部分ですが、他の施策のところ、他のプランに含まれるということですが、予防接種などでの子どもの健康、いのちを守ることが、どこに含まれるのかよく分かりません。薄まってしまっています。できれば、文言をどこかに残していただければという考えがあります。

【委員】「家庭の育てる力の支援」の中の、「安心できる妊娠と出産」で、きつめの書き方、表現がされていますが、意図は何かありますか。

【事務局】「安心できる妊娠と出産」については、後期計画でも、「親と子のこころとからだの健康づくり」に、「安心できる妊娠と出産」があります。妊婦健診から始まり、出産前後のこころの不安なども含めて、新たないのちを生み出すお母さんへの支援ができるのではないかと考えています。

【委員】前回の後期計画の概要版について、「親と子のこころとからだの健康づくり」であれば、すぐ分かりませんが、「家庭を育てる力の支援」という項目立てで、このような表現となっていると、意図していることが伝わらないのではと思います。検討をお願いします。

【委員】3番の「未来を担う人づくり」で、虐待、いじめは長く叫ばれていて、なかなか数が減らない状態です。子どもの人権を大人が守ることは大事ですが、子どもが自分の身を守る、子どもが自分の人権を把握する、子どもの人権教育も大切だと思います。それは、例えば保育園の時代から、年齢に応じて、保育園・幼稚園・小学校・中学校で、年齢に応じて教育を受けることが効果的だといわれています。親からの虐待から身を守る。また、いじめられたら、そこからのちを守るために逃げる。そういった人権教育は子ども自身にとって大事だと思うので、3番に「人権教育」を入れていただければ、子どもたちのいじめの機会が少なくなるのではないかと思います。

【委員】これを見させていただき、「子どもの人権を尊重し、子どもの最善の利益の実現を目指す」の下に、施策があると思いますが、特に、子育てに関する相談について、1つ目に書いてありますが、子ども自身が相談できる、人権を侵害された、いじめを受けた時などがあった場合に、教育委員会では、教育相談がありますが、その部分に子どもが相談することは、事例をみても少ないです。目黒区や豊島区、世田谷区では、子ども自身が安心して相談できる公的第三者機関などが設置しています。世田谷区では2013年4月1日から人権擁護機関が設立され、7月から相談が開始されています。ぜひ、子ども自身が相談できる機関やシステムをつくることも検討いただければと思います。

- 【会長】ありがとうございます。先生が提案したものを入れるとすると、どこに入りますか。
- 【委員】3の「未来を担う人づくり」だと思います。4でもよいと思いますが、3でも4でも包括的にできれば考えると、この枠組みの中では、3になると思います。
- 【委員】皆さんの意見と同じで、「未来を担う人づくり」の部分ですが、これから本人がどのように人権を理解し、コミュニケーション能力を高められ、どういう働きにつけるかを、親を指導するのではなく、子どもたち自らが考えられる場がますます必要だと思います。例えば「語り場」というような仕組みがあれば、身近なちょっと上の先輩が、子どもたちとやり取りをする中で、自分も同じようにやってみようかな、と自然と思えるようなところがまだまだ欠けていて、どちらかという、3番の「青少年の健全の育成と居場所の確保」の中にも含まれるようにも思いますが、このように表現されると既存の延長しかないのかと思います。今までおっしゃったような、人権は必ず理解する場がある、いわゆる「教育」として理解するのではなく、いろいろな体験や身近な年の離れない大学生とのコミュニケーションをとれるよう機会を作っていく方がよいのではと思いました。
- 【委員】人権に対して、委員の考えを聞いて嬉しいです。人権教育は、小学生や中学生だけでなく、我々が預かっている園児の小さいうちから、一つの道徳として、生活習慣として、人に迷惑をかけてはいけない、人が嫌がることをしてはいけないという、ABCから諭していくことが大切です。それは今、中学校の先生と懇談会をさせていただいた中で、携帯などを使って、いろいろ流れてくる良い情報だけでなく、人を中傷するような情報もスマートフォンで流れてきます。警察の方もおっしゃっていました。これは、良くも使えるし、悪くも使える。使う人間の心、人権を大切にすることを持たないと、先生や親がいくら言っても、子どもが人権を侵害するような行動を起こしてしまう場合が考えられます。子どもたちが心の底から理解してもらえるような人権教育の充実、やりすぎることはないと思いますので、皆さんが言っているように、人権教育についてうたっていくことは、北区の子どもの笑顔の基本方針につながってくるのではと思います。
- 【会長】他にいかがでしょうか。
- 【委員】現在、子どもの貧困格差などが問題としてあって、例えば隣の豊島区では、ボランティア団体に場所を貸して、生活保護を受けている家庭に無料で教育学習をしています。特に「4. 特に配慮の必要がある子どもと家庭への支援」の「(5) 生活困窮家庭への支援」に含まれるような気もしますが、家庭にいった生活保護のお金が必ず子どもに回るとは限りません。保護司をしています。子どものお金を親が使ってしまうこともあったりして、子どもが積み立てていたお金を使われて、修学旅行にも行けなかったということも聞きました。家庭の支援も重要ですが、子ども本人への支援も必要だと思います。家庭全体を見るのではなく、一人ひとりの子どもの支援も、お金だけではなく、学習支援もあると思います。家庭だけではなく、子どものことも入れていただきたいと思います。
- 【会長】施策目標だけでなく、個別目標まで入っていますが、ご意見はいかがでしょうか。後期計画の4番については、「安全・安心な子育て環境づくり」の2に少し入っているかと思いますが、その辺について意見はありますか。
- 【副会長】最初に説明がありましたが、7項目が5項目になっており、これは、それぞれに、「親と子のこころとからだの健康づくり」はもう一つのところに盛り込まれたとか、個別項目、別の指針に入れたということはいくぶん分かりましたが、やはり、皆さんの意見を伺っていると、数からいえば、多い方がいっぱい行っているように思えるのですが、整理したというのは、見やすくしたとか、分

かりやすくした、強調したなどの、5項目にした理由を説明していただけると、皆さんが心配していることが、理解できるのかと思っています。例えば、5項目の中で、「犯罪を防止する活動の推進」がこの中になくなってしまいました。施策としては残っていると思いますが、ここに整理した時の考え方を説明していただけるといいと思います。

【事務局】4番の、「親と子のこころとからだの健康づくり」については、母子保健に柱立てがあるということで、説明をさせていただきました。「安全・安心な子育て環境づくり」については、こちらの計画の中身を見たときに、地域の安全・安心は多いが、子育て支援に載せていくにはどうかというものもありまして、それであれば、「未来を担う人づくり」などの視点で、安全・安心を整理していった方が、子育て支援という側面からは、分かりやすいのではないかと考えて7項目から5項目にしています。個別目標で、きちんと打ち出した方がよいのではというものがあれば、今まで入っていたものがなくなってしまったもの以外にも、新たに入れるべきもの、目標として据えるべきものもあると思いますので、今後検討できればと考えています。

【委員】「未来を担う人づくり」の「青少年の健全育成の居場所と確保」については、昔からいわれていることで、包括的なことなので、よいと思いますが、「2. 子育て家庭を支援する地域づくり」の(4)「地域づくりのための人材育成の推進」とありますが、「人材」とはどのような人をイメージしているのでしょうか。大事なことなのですが、どのような人をイメージしていますか。

【事務局】今までの計画の中の具体的な取り組みとしましては、地域の子育て支援の担い手の研修の充実と、児童館等の職員への質の向上など、いろいろな地域と連携した活動ができるように、職員の質の向上を図っていくための取り組みがあがっています。

【委員】行政の職員の研修もあるのですか。

【事務局】2つありまして、一つは職員の資質の向上と、地域の子育て支援の担い手の資質の向上ということで、青少年健全育成地区委員の研修や、子育てアドバイザーの研修が盛り込まれています。

【委員】「親と子のこころとからだの健康」は、母子保健に入っているということですので、この計画から外して、扱わない項目というふうに分かれますが、分離をして、ここでは語らないということですか。

【事務局】語らないということではなく、事業計画の中で、妊婦健診や全戸訪問については、量と確保の方策を出していかなければいけませんし、子育て支援としての視点として、載せていくということです。委員からもありましたが、「未来を担う人づくり」の中に、子どものいのち、こころを守って、成長を支援していくことも入ってくるのではないかと考えております。ですので、健康づくりという視点ではなく、人づくりや、子育て支援という視点から施策として載せていくということです。子どもの施策で入れるということは考えていません。

【委員】若干ではありますが、項目を入れ込むことができますという聞こえ方になってはいますが、実際、その項目に関しては、他の計画で語っていく、そちらの方が、メインになってしまっている感じがしてしまいます。母子保健で語るというのを決めるのであれば仕方がないと思いますが、次世代育成支援行動計画には、「親と子のこころとからだの健康づくり」がもともと入っていましたので、別物として扱うのであれば、やはり皆さんに意見を伺うことが必要だと思います。決まってしまったことなのではないでしょうか。

【事務局】これは、決定ではないので、事務局で検討させていただきます。

【委員】「子どものいのちとこころを守る」の部分について、後期計画の概要版に入っています。文言



が載ってくるということ、文字にあらわすということは大変重要な意義があると思います。人権の問題や子どものいのちやところを守るということ、体験教育機会の充実なども、皆さんの希望や意見があるものについては、載せた方がよいのではと思います。

【事務局】今の委員の意見については、今回で固めるのではなく、意見をいただき、事務局で検討をさせていただき、また皆さんから意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【委員】個人的には、7項目から5項目にすっきりして、我々が理解するうえでも望ましいと思います。初めて会議に参加する中で、資料を読み込むと、重複があったり、関係部署がいろいろにまたがり、本来何を指して、そのために何をやっているのかが、曖昧になってしまっており、施策がこれだけありますということだけが見えてきてしまうことがよくありがちだと思いますので5項目になるのはよいと思います。しかし、場所がどこになるのかは分かりませんが、「子どものいのちところを守る」の文言をなくさない方がよいのではと感じます。「体験機会の充実」も含まれてくると思いますが、「いのちところを守る」ということが、未来を担う人づくりの重要なキーワードとなってくると思いますし、健康づくりでも必要だと思いますので、場所はともかく、文言は残してほしいと思います。

【会長】ありがとうございます。他にいかがでしょうか。たくさん意見をありがとうございました。これで決まりではなく、皆さんの意見を検討させていただき、盛り込むべきところは盛り込み、変えていくところは変えていくということによろしいでしょうか。それでは、次に移ります。

## (2) 北区の地域子ども・子育て支援事業の現状について

【会長】北区の地域子ども・子育て支援事業の現状について、事前に資料が配布されていますので、事務局から説明をお願いします。

【事務局】地域子ども・子育て支援事業の現状についてということで、資料5、6をご用意ください。資料6については、第2回の国の子ども・子育て会議の基準検討部会の資料で、6月に出されたものです。地域子ども・子育て支援事業について、まとめて書いてあるものですので、配布しました。事業内容を見ていただくために、それぞれで見ていただき、説明は省略させていただきます。

資料5をお願いします。こちらにも簡単に説明します。地域子ども・子育て支援事業ということで、国が示しているもので、北区の現状がどのようになっているかをまとめたものとなっています。

まず、①「利用者支援」についてですが、国では「新規」となっており、新たに付け加わったものです。児童館で行われている相談事業、それから子ども家庭支援センター、これは「育ち愛ほっと館」となっておりますが、家庭の総合相談、そして2ページ目の保育課で行っています、入園相談係の窓口の入園受付とそれに伴う相談が、北区で行っている、利用者支援にあたるかと考えております。

②「地域子育て支援拠点事業」については、子ども家庭支援センター「育ち愛ほっと館」で行っています、ひろば事業、それから児童館でやっています、乳幼児とその保護者向けのひろば事業、それから児童館でやっています、ネットワーク事業、児童館と保育園、地域、中高生とのネットワークの事業がこれにあたるかと考えております。児童館の地域支援の対象者については、対象者の一番上の段、「主に在宅で子育てをしている保護者、乳幼児」とあり、括弧書きとして、書いてありますが、分科会の「分」が「文」となっており、間違えております。修正をお願いします。

次に4ページの③「妊婦健診」です。現在、北区では妊婦健診の受診票14枚と超音波受診料1枚を母子手帳と一緒に交付しています。

④「乳児全戸家庭訪問事業」ですが、こちらについても全戸を対象に訪問を行っています。

⑤「養育支援訪問事業」については、子ども家庭支援センターが必要であろうということで、訪問指導を行っているものと、健康いきがい課が、④の乳幼児の全戸訪問や乳幼児の健診で支援が必要とした子に対し、保健師が訪問している事業があります。6ページには、養育支援訪問事業としまして、子ども家庭支援センターで行っています、「要保護児童対策支援協議会」で、こちらは虐待のおそれがあったり、問題があるケースについて会議を開いているものとなっています。6ページの下段は、養育支援保護事業の中の、その他の事業として、見守りサポート事業なども子ども家庭支援センターで行っています。

7ページ⑥の「子育て短期支援事業」については、児童養護施設であります、星美ホームに委託しまして、宿泊利用のショートステイと夜10時までのトワイライトステイとなっています。

⑦「ファミリーサポートセンター事業」ですが、児童福祉法や子育て支援法には、子育て援助活動支援事業という名称で載っている事業となっています。サポート会員とファミリー会員とで、地域の保育園との送迎を行っています。

8ページの「一時預かり」ということで、認可保育園、認証保育所、地域医療保育施設で行っているもので、北区では緊急的な利用については、公立の保育園で、それ以外のレスパイト利用を含めた、特に利用を問わない形の一時預かりは、私立などで行っています。

⑨「延長保育事業」については、普通の保育園、認可保育所で預かりを延長するものが、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられています。

⑩「病児・病後児保育」については、北区では病後児保育のみを行っています。病児保育については、病院との調整中ということで、今後計画がされています。

⑪「放課後児童クラブ」についてですが、こちらは北区では、「学童クラブ」と呼んでいます、こちらについては、現在、全小学校で「放課後子どもプラン」を導入することとなっています。現在、北区で行っています、地域子ども・子育て支援事業の13事業のうち、11事業について簡単にまとめました。

国の資料の最終ページに⑫、⑬の事業を掲載されていますが、こちらは新しい事業で、どのように行っていくかが、国で検討を進めています。現状についての説明は以上です。

**【会長】** ありがとうございます。それでは、北区の地域子ども・子育て支援事業の現状について、ご質問がありましたら、よろしくお願ひします。内容についての意見は次回をお願いします。

**【委員】** 5ページの上の、養育支援訪問事業の事業内容で、「養育支援が特に必要と判断した家庭を訪問し」とありますが、誰が判断するのかということと、訪問して、相談及び指導を行っている人はどのような立場、資格を持っていて、どのような形で行っているかを教えてください。

**【事務局】** 子ども家庭支援センターで行っている事業ですが、虐待している親への支援ですとか、虐待までにはいかないが、メンタル面で課題があったり、親の能力に応じて、育児がスムーズにいかない家庭があるので、必要に応じて、家庭訪問を行ったり支援をしています。子ども家庭支援センターでは保育士、臨床心理士、社会福祉士などが相談、ケースワーカーとして支援を行っています。

対象の決め方ですが、子ども家庭支援センターには、子どもの虐待の通告や関係機関からいろいろな相談が入ってきます。その通告や相談内容に応じて、必要性を判断して、子ども家庭支援セン

ターのケースワーカーが訪問支援しています。下の方に産前産後育児支援のホームヘルパーの派遣がありますが、家事援助的な支援が必要な方は対象としていませんが、出産後育児支援が必要な方の場合については、要支援家庭ということで、対象としています。子ども家庭支援センターではこれらの相談を受けますと、必ず受理会議を開催し、その中で要支援家庭と判断して、対象としています。

【会長】他にご意見はありますか。

【委員】⑦ファミリーサポートセンター事業についてですが、現状で、支援者であるサポート会員数が不足しているという記載がありますが、リクエストがあっても、人手が足りないのか、どの程度の不足なのかを教えてください。

【事務局】ファミリーサポートセンターのサポート会員の方は、区民の方で、特に資格はありません。研修を4日受けていただき、登録していただくものですが、支援の内容によって、なかなか対応困難なことがあります。それは、障害児の方や障害まではいかないが、多動な子どもの幼稚園までの送迎など、サポート会員の手を振り払って行ってしまうような場合の対応が難しいです。サポート会員の平均年齢も60歳くらいとなっていますので、そういう方が支援できるものとなっていますので、要望に沿うことが難しいことがあります。なるべく要望に沿えるよう、サポート会員に努力をしていただいたり、利用者に対しても、お願いをして、努力をしておりますので、障害児となると難しいですが、それ以外は、ご要望に沿えるように頑張っています。

【委員】次回以降の検討事項ということで、⑫、⑬の事業は国が検討中となっているため、次回以降の検討という話がありました。今回、北区の現状ということで説明がありましたが、国の方で⑫、⑬の下に「幼稚園における子育て支援活動の取り扱いについて」ということで、近々検討することになっている項目の中に、私立幼稚園で行っている事業とすれば、早朝の預かり保育、終業後の預かり保育、長期の預かりについても国から検討してくださいという形で言われています。施設型給付、認定こども園、幼稚園、保育所とあわせて、検討するようになっています。まだ決まっていない形ですから、この場でどうこうということではなく、これが決まった暁には、北区でも同じように検討していき、どのように支援をしていくのか、ということは北区でも決まっていると思うので、その確認をお願いします。

【事務局】幼稚園における子育て支援活動について、預かり保育をどのように行っていくかについては、私立幼稚園の選択が大きいと思います。それについて、北区として、一時預かりとしてはどうかなどの検討はされておりますので、その中で、北区が行っている一時預かりがこのままでよいのかと考えています。

【委員】施設型給付を受けない幼稚園がある場合であっても、地域子ども・子育て支援事業の中でみていこうという考えでよろしいでしょうか。

【事務局】それについては、現在のままの預かり保育とするのか一時預かりにするのかの選択肢はあると思いますので、もっと具体的になってからではないと検討はできないと思います。

【委員】詳しいことを聞いているのではなく、そのような方向で検討して、実施していくつもりかどうかをお聞きしたかったのです。

【事務局】国の方の検討状況もありますし、まだ、詳しいことが決まっておりませんので、そのあたりのことを見据えて今後検討していきます。

【委員】⑧一時預かりについて、お聞きします。対象者が、北区内に有し、8ヶ月からとなっています

が、この「8ヶ月から」と明記されている理由は何かありますか。自分自身の子育てを考えると、3、4ヶ月くらいから、産後うつではないですが、大変だった思いがあります。こういうときこそ預かって欲しかったですが、8ヶ月の意味はあるのでしょうか。実績で、例えば24年度で、延べ4,927人受けましたと書いてありますが、私の周りのママは、希望をした日に預けられなかった、電話をかけたけども、保育園の運動会が近いからダメですなどの、断りを受けたことが多くありました。その時に、5,000人申請をしたうちの4,927人であればすごいと思いますが、例えば1万人のうちの5千人弱なのか、受け付けてもらえなかった数は集約されているのでしょうか。

【事務局】1点目の「8ヶ月」についてですが、事業目的のところ、「用事や休養等で一時的に」ということとなっておりますので、子どもの大きさということもあり、8ヶ月としています。2点目の、全部を受け入れられていないという現状は把握していますし、近年は待機児童もおり、保育園も昔に比べて余裕がなくなってきました。ただ、申し訳ございませんが、認識はしておりますが、具体的に何人が受け入れられなかったのかは、数値としては持ち合わせていません。

【会長】よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。

【委員】5つの施策目標、個別目標との関わりの中で見させていただいていましたが、うっかり、見落としていた部分があり、事業を見て納得したところがありました。後期計画の基本方針3の「子どもの基本的人権を尊重」という部分で4つの柱で成り立っていますが、この部分で、北区で何が足りないのかなと考えたのですが、「参加する権利」の部分の子どもの支援事業がないと思いました。教育委員会で、例えば、子ども会議のようなものを行っているかもしれませんが、川崎市の事例で言うと、地域教育が主催のもと、教育委員会が積極的に関わりながら、子ども会議を設定しているものと、首長部局の下に、子ども会議を設けて、そこから市長に提言をするということもやっています。北区の場合、教育委員会を基に、子ども会議のようなものを積極的に行っているのでしょうか。もし、それと同時に、事務局でできるのであれば、「3. 未来を担う人づくり」のところに、子どもの意見表明・参加の確保というような枠組みをつくれればよいのではと、遡ってしまいますが、資料を見て思いました。

【事務局】教育委員会では、中学生、特に生徒会の会長と、教育委員の懇談会、意見交換会を昨年度から実施しており、今年度も今週末に実施する予定です。

【事務局】それから、広報課の方で実施しておりますが、「中学生モニター」ということで、毎年応募していただき、テーマを決めて、年間を通して、意見をいただき、発表会を行っています。それから隔年ですが、小学生に「区政を話し合う会」というものがあり、「小学生モニター」を募って、意見を述べていただいていることを区で行っています。「高校生のモニター」についても、小学生と重ならないように行っており、同じようにテーマを決めて、発表を行っています。

【会長】ありがとうございました。他によろしいでしょうか。次に移ります。

(3) 北区の保育園・幼稚園の現状について

【会長】事務局説明をお願いします。

【事務局】北区の保育園・幼稚園の現状について、簡単に説明させていただきます。第1回目に子育て支援策について説明していますが、幼稚園・保育園について詳しく説明いたします。区立幼稚園についてですが、クリーム色の入園児募集案内を配布させていただきました。来年度の募集は現在終了していますが、簡単に区立幼稚園のことが分かるかと思えます。入園申込み資格としては、北区

では4歳児から2年保育を行っています。現在6箇所あり、10月に申込みを受付し、定員を超えた場合は、抽選となります。今年度は抽選はなかったと聞いております。右下に保育料がございしますが、入園手数料が1,100円、保育料が月額5,000円となっています。一番下ですが、通園については、保護者が送り迎えをすることと、給食はないので、月・火・木・金はお弁当を持ってきてもらっています。

資料7として、北区内の幼稚園マップを配りました。私立、区立幼稚園を色分けして、掲載していますが、幼稚園については、偏りがありまして、現状は滝野川地区に私立幼稚園が集中しています。

また、資料8は私立幼稚園の一覧となっています。定員数や教育時間の他に、給食の状況、預かり保育の状況、未就園児への事業が掲載されています。また、今回「きたくのようちえん」という小冊子を配り、それぞれの特色などが載っております。また、保育園の入園案内の中に、挟まっているものの資料に、預かり保育の実施状況があります。この裏面の「私立幼稚園に通園される保護者への補助金について」ということで、補助金の案内を入れています。入園案内にも、預かり保育の状況や幼稚園について案内していますが、私立幼稚園については、入園料が9から10万かかり、保育料も月額2から3万円かかるということで、この費用負担の軽減ということで、補助金を交付しています。また、「私立幼稚園等入園祝金」が1回限り40,000円、所得制限のない「私立幼稚園等保護者負担軽減補助金」、所得制限のある「就園奨励費補助金」があります。ですので、所得が高い方でも、所得制限のないものと、月8,000円というものがあります。非課税世帯や生活保護世帯については、最高で34,950円が支給される形となります。こちらは保育料が上限となっており、非課税世帯の金額や生活保護世帯の金額となりますと、私立幼稚園の保育料や入園料については、こちらの就園奨励費補助金などでカバーできる形となっています。

保育園について説明します。保育園については、区役所で申込みを受けます。入園申込みができる方は、入園案内に書いてあります、保護者が仕事をしていたり、病気で保育ができない方となっています。地図がありますので、ご覧ください。認可保育所、私立保育園・区立保育園、それから認証保育所、定期利用保育施設、家庭福祉員が掲載されています。認証保育所と定期利用保育施設は、東京都の基準でやっており、家庭福祉員はいわゆる「保育ママ」と呼ばれるものです。これらを合わせますと北区内にかなりの数があることが分かるかと思えます。13ページを見ていただくと、保育の実施基準表があります。こちらを基に、点数の高い順に審査を行っていくこととなっています。また、16ページには、保育園の運営経費があり、どの程度保護者負担があり、どの程度国庫補助があるのかということと、17ページについては、保育料の金額が載っています。現在は所得税がベースで、保育料が決定していくものとなっています。また、21ページには、認可外保育施設ということで、認証保育所等の紹介の下に、北区認証保育所等保育料補助制度がありまして、認証保育所と定期利用保育施設には、月額15,000円の補助があります。認証保育所などは、所得に関わらず保育料がかかってきますので、それに対して補助をすることとなっています。

続きまして、A3のグラフが載っている、資料9、10をご覧ください。資料9については、教育・保育利用状況の推移です。こちらは、平成21年から25年までの5年間の推移です。年齢ごとに示してあります。青い部分が在宅児、緑色が保育サービスの利用者、赤い部分が幼稚園の利用者となっています。0歳児については、8割が在宅児となっており、保育園の利用も増えていません。1歳児については、平成21年から25年で、10ポイント以上増えています。2歳児についても増えて

おり、1、2歳児の保育利用が40%を超えているということは、かなり高率であることが分かると思います。最近、横浜市の資料をみたところ、横浜市では3割以下、25%程度となっていました。3歳からは、幼稚園の利用が始まり、3歳の在宅児の中の一部の方が、区立幼稚園に入園する形となっています。5歳になりますと95%を超える子どもたちが、幼稚園や保育園を利用しています。こちらの資料では、5歳児での在宅児は4.5%となっていますが、だいたい100名程度です。ベビーホテルを利用していたり、事業所内保育利用をしている方の把握ができていませんので、これらの方が含まれていると思います。現在、外国人登録の人数も含まれており、外国人が出国してしまい、把握ができていないという方が24年度の調査では4、5歳児で45名ほどいましたので、これがかかなり含まれているかと思います。後は、長期入院の方や障害をお持ちの方たちではないかと考えておりますが、4、5歳児については、あまり把握ができていません。

資料10をご覧ください。こちらは25年4月の北区民の施設別の利用割合となっております。先ほどのグラフより内容を細かくしました。人口と保育園の利用については、4月時点の数値ですが、幼稚園については、調査日が5月になっているため、外国人学校については、また別の時期となっております。若干時期がずれていますが、大体の傾向を見ていただければと思います。ピンク色の在宅児については、年齢が上がるにしたがって、減っていき、1、2歳児では低年齢児用の認証保育や定期利用保育の利用がありますが、そちらがなくなる3、4歳で幼稚園が多く、半数以上と、保育園の利用となっています。資料の説明は以上です。

【会長】ありがとうございました。それでは今までの説明に対して、何か質問はありますでしょうか。

【委員】2歳児までの保育園を数年前に作りましたが、そこに通園されている方は、3歳になるとどこに行くのでしょうか。

【事務局】お子さんにもよりますが、長時間の保育が必要な場合は保育園に入園されます。保育園を2歳で利用していても、パートタイムで、長時間の利用が必要ないということで幼稚園を利用している方もいますし、幼稚園を利用して、その後に預かり保育を利用している方もいます。

【委員】そうすると、公立幼稚園を利用する方は、2歳児までの保育園を3歳までにすると、そのまま4、5歳で公立幼稚園に通園されるということができないのではないのでしょうか。何で、2歳なのか。需要が多かったため、とりあえず0、1、2歳の保育園を作ったのでしょうか。今後ともずっと0～2歳までいって、3、4、5歳では、どのように推移していくのでしょうか。

【事務局】3歳になった時に転園手続をとってもらいますが、その時に、私立幼稚園も行かれる方もいます。今のところは3歳になった時に、「保育に欠ける」要件の子は保育園や幼稚園となります。1、2歳用に作った保育園で、前回会議でもご説明した「つぼみ保育園」や私立保育園でも0、1、2歳のものが増えていきます。3歳以上については、広い園庭も必要だと考えている反面、待機児童も多くなっており、その緊急の対応ということで0、1、2歳用は待機児童対応ということで、やらせていただいております。

【委員】公立保育園の2歳卒園児は、比較的区立の保育園にスムーズに入れるのですか。

【事務局】いまのところ、保育に欠ける子の場合にあたっては、認可保育所の保育を希望する場合には、北区内の保育所を紹介できている状況です。

【委員】2歳卒園児が困っていることはないのですか。

【事務局】いままではありません。

【委員】これから課題になってくると思いますが、私の保育園に、幼稚園に入園している方が長期休暇

になった時に、保育園にも入園しておいて、籍を置いておいて、必要な時に利用する形が何件かあります。その時に、幼稚園の制度と、保護者の就労時間などが、ミスマッチングしているところがあると思います。私の保育園でも、幼稚園にも籍を置きながら、保育園を利用している方もいます。そのあたりを検討会で、次世代育成を考えた時に、検討いただければと思います。子どもにとって施設が変わることや、普段は通園しないが、たまに来ることなどが好ましいのか、どうなのか。皆さんから、細かい意見をいただければと思います。

**【委員】**施設が変わって、一時的に預かっていたらいい幼稚園の園児がいる現状を認識はしています。そのために預かり保育については充実等はしています。ただ、幼稚園の教育理念にあります、3学期制と相反するものが出てきます。これから新しい子ども・子育て支援新制度の中で、認定こども園やそのままの施設の幼稚園であったり、保育所の施設であったりと、いろいろな施設がある中で、施設の中だけで収束できない問題が出ていきます。我々も努力をしていないわけではなく、努力をしていながら、働き方の見直し、子育て世帯への支援策、要は、我が子と一緒にいたい母親の気持ちは強いと思いますが、仕方がなく預けなくてはならない現状、そういった社会の組織、制度を考えていかないと、これから20年30年先の、将来をつくっていく子どもたちが、幼児期にどのように過ごしたかによって、日本の将来像は変わってくると思います。幼稚園を擁護して欲しいということではなく、そういう部分にも目を向けて、検討していただければと思います。

#### (4) 専門部会の設置について

**【会長】**それでは、次に移ります。事務局お願いします。

**【事務局】**資料11をお願いします。子ども・子育て会議に部会を設置させていただきたいという、ご提案です。特定の事項について、審議をしていきたいために、部会を設置していきたいと考えています。設置する部会について説明します。1つ目が、「就学前教育・保育部会」です。調査審議事項については、事業計画の必須事項に盛り込みます「就学前教育・保育の量の見込み・提供体制の確保について」と「区立幼稚園の今後の方向性について」の2つとなっています。

また、2つ目の「子育て支援施策部会」についての調査審議事項については、「地域子ども・子育て支援事業の実施について」で、事業計画の必須記載事項となっています。「その他の子育て支援施策について」も審議事項です。

資料12に部会委員の案を示しました。「就学前教育・保育部会」については、関係する委員さんを絞っております。「子育て支援施策部会」については、範囲は広いということで、絞りきることができませんでしたが、「就学前教育・保育部会」については12人、「子育て支援施策部会」は19人という構成で案を示させていただきました。日程については、各部会3～4回を予定しており、第1回目の会議時に子ども・子育て会議のスケジュールを配布いたしました。その全体の会議の回数を減らし、その回を部会に振りまして、細かな検討をできたらと考えています。

**【会長】**それでは、専門部会設置について、ご意見をお願いします。

**【委員】**よいことだと思いますし、賛同するということで意見を述べます。今、保育園、幼稚園の先生から話がありました。子どもをどこに預けているかという話では、とても衝撃的で、私たちの認識では分かりませんので、専門的な方が専門的な議論をすることは有効だと思いますので、私は賛成です。

【会長】他に意見はありますか。

【委員】小学校、幼稚園代表は両方の部会にまたがっています。両方にまたがる内容なので、それについては分かりますが、予定の中に3～4回となっていますが、今年度で行っていくのか、2年間にまたがったの会議なのでしょう。また、部会とは別に全体会議は行うのでしょうか。

【事務局】詳しいスケジュールは後ほどお示しますが、26年度の半ばまでに、ある程度計画をまとめる必要があるのです。そこまでに3、4回行います。ただ、区立幼稚園の今後の方向性につきましては、審議内容の状況によっては、その後も関わっていただくこともあるかと思いますが、そこまでにとりまとめができればと考えています。全体の会議については、とりまとめの部分や、全体をまとめて外部に公表する時は、全体会で諮っていきたいと思います。

【委員】「就学前教育・保育部会」の区立幼稚園の今後の方向性についてということで、ご提案を頂きましたが、2回目の会議のときに次長から話が出たと思いますが、もう一度、どのように考えているのか教えていただきたいと思います。

【事務局】これまで幼稚園審議会が第7次までありましたが、それが平成18年2月に答申がありました。これまで、区立幼稚園については、幼稚園審議会の中で、検討をしてきました。そこで一定程度の結論が出ています。本日はその結論まではご紹介しませんが、今回の新しい制度が始まるこのタイミングをとりまして、区立幼稚園の今後のあり方におきまして、幼稚園審議会という別途の組織をつくらずに、この会議の中で検討をすべきであろうという判断をさせていただきましたので、ここに入れました。方向性については、第7次の答申の内容を一定程度踏まえた上で、ご意見をお聞きしたいと思います。内部では一定程度の検討は進めていますが、まずは皆様の意見を伺った中でと考えています。

【委員】「答申を受けて」ということなので、廃止にする方向であるとか、就学前教育の充実という、2つの議題があがってくると想定しておけばよろしいでしょうか。

【事務局】若干、時間を頂きますが、前回の答申の内容としましては、まずは就学前教育の充実が重要であるということが一番に掲げています。その中で、それが一定程度、成されるのであれば、区立幼稚園の廃止、縮小も考慮すべきであるといった内容が、前回の幼稚園審議会での答申でありました。また、その中では前にも話しましたが、幼保一元化の検討、平成18年2月の段階では「幼保一元化施設」という形で答申がなされていますが、そういったところが答申の内容となっていますが、これらを踏まえまして、現在の区の状況も考慮した上で、皆さんの意見をいただき、区立幼稚園のあり方を検討していきたいと考えております。

【委員】ありがとうございました。

【会長】他にいかがでしょうか。それでは資料12で示されましたが、いかがでしょうか。よろしければ、「就学前教育・保育部会」は、幼稚園のことですので部会長は神長先生にお願いをしたいと思っております。よろしいでしょうか。それでは、神長先生、よろしく申し上げます。

「子育て支援施策部会」は私が務めさせていただくことでよろしいでしょうか。それでは、よろしくお願ひいたします。続いて、事務局の方からスケジュールの説明をお願いします。

【事務局】具体的には、2月に子ども・子育て会議を予定していましたが、その2月の会議を部会にしたいと考えています。「子育て支援施策部会」を2月4日火曜日の6時半から、「就学前教育・保育部会」は2月14日を予定しています。全体会は3月11日に予定通り、ニーズ調査の報告をさせていただきます。



【会長】確認をさせていただきますと、2月4日に会議が予定されていましたが、この全体会をなしにして、「子育て支援施策部会」を2月4日、もう一つの「就学前教育・保育部会」を2月14日、全体会を3月11日火曜日とすることでよろしいでしょうか。ひとまず、今後のスケジュール等お願いします。

(5) その他（今後のスケジュールについて）

【事務局】その他としまして、ニーズ調査についてご報告させていただきます。ニーズ調査の調査票の作成については協力いただきありがとうございました。ニーズ調査の回収率アップについてのご協力もありがとうございました。調査を締め切りまして、現在集計中ですが、回収率は、全体では58%となっています。就学前児童保護者については、大体60%となっています。細かい数値は出ていませんが、かなり高い回収率を達成できたかと思えます。また、もう一点、ヒアリングを試験的に行いました。「ほっこり～の」の集いの場所にお邪魔をいたしまして、何名かの方にお話を伺う機会を頂きました。今後も、どの程度できるか分かりませんが、児童館でやっている、幼児や保護者の集まりの場所や外国人の集まっている場所へのヒアリングを行っていきたいと思います。調査について付け加えますが、督促のはがきを出したところ、かなりの外国人の方から、調査票が読めないと、窓口に来られまして、職員が面接をしながら、回答をいただきました。また、ヒアリングについても、今後も考えていきたいと思います。

【会長】ニーズ調査の回収率やヒアリングについて報告ありましたが、ご意見いかがでしょうか。

【委員】ヒアリングの内容は、どのような内容でしょうか。

【事務局】自由に意見をいただきまして、現在子育てをされていて感じることやこういうものがあつたらいいなという意見や、内海委員に引き出してもらい、いろんな意見がいただきました。私自身の感想ですが、お母様方は、子育ても大切であるし、楽しいが、自分自身も何かをやりたいという気持ちもかなり強いのではと感じました。

【委員】ニーズ調査については、項目を会議で決めてきましたが、今後ヒアリングを進めていく中で、ヒアリングの結果が会議をする場の資料となるのであれば、その内容も会議に諮っていただければと思います。

【会長】他に意見ありますか。

【委員】今の話を伺い、資料2の4の「特に配慮の必要な子どもと家庭への支援」について、ヒアリングを行ったとのことですので、「多様な文化的背景を持った子どもと家庭への支援」を入れていただければもっと、充実してくるのではと感じました。

【会長】ヒアリングのデータは後ほど配布するのでしょうか。

【事務局】ある程度、このような声がありましたというものを皆様にお返しできたらと思います。前回聞いたのは、「ほっこり～の」でどのようなことをやっているのか、どのような理由から利用しているのか、その他に区への要望、不満、希望をお聞きしました。

【会長】その他に意見はありますか。今後のスケジュールについてはよろしいでしょうか。その他意見はよろしいでしょうか。

【委員】前回の会議でニーズ調査票の最終案については、会長、副会長の最終承認ということで、お願いをしましたが、最終の修正を加えた後のニーズ調査票を見せていただくことは可能でしょうか。

【事務局】最終版については、皆様にメールでお送りしたと思いますが。

【委員】 すいません。確認します。もう一点、ニーズ調査については、あまり問題にならなかったと思いますが、冒頭にも話がありましたが、議事要旨については、第3回のものをいただき、第4回については、今週中ということですが、会議の際にお願いして、検討していくわけですが、実際に反映がされているのかを確認していくのは、議事要旨を見ていくことが大事だと思います。日が経ってしまうと、どのようなことを言ったのかを忘れてしまうので、今回の会議の直前ではなく、余裕をもって出してほしいと思います。

【会長】 ありがとうございます。次回の会議の日程についてはよろしいでしょうか。閉会の挨拶をお願いします。

【副会長】 長時間、熱心な議論をどうもありがとうございました。ニーズ調査などの大変な作業を行ったことと思います。また、今日はビジョンの検討という形で、議論が始まりまして、施策を充実していくことは、ニーズ調査とビジョンを行ったり来たりする中で、充実していくのではないかと思います。具体的な検討課題も提示されたので、引き続き協力いただければと思います。本日はありがとうございました。

【事務局】 本日は遅くまで、ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。